

# 知的財産侵害物品取締強化期間

3月7日（月）～3月11日（金）

**ニセモノは、買わない！**  
**騙されなない！持ち込まない！**

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。

知的財産侵害物品の流入は、国内で知的財産を有する企業や個人の利益を害するだけでなく、使用することにより予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。



愛知県立常滑高等学校クリエイティブデザイン科生徒作品

名古屋税関密輸ダイヤル

（24時間受付）

☎フリーダイヤル **0120-461-961**

許しません シロイ（粉） クロイ（武器）

名古屋税関 業務部 知的財産調査官

電話番号 052-654-4116

ファックス番号 052-654-4184

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/nagoya/>



水際で守る 日本の未来